

「宅地建物取引士証交付申請（試験合格１年以内の場合のみ）」

【注意事項】

①宅地建物取引士登録申請はお済ですか？

試験合格１年以内の方は「宅地建物取引士証交付申請」を行う前に、宅地建物取引士の登録（登録番号の付与）が必要です。

宅地建物取引士の登録を済ませていない方は、「宅地建物取引士登録申請」を電子申請で行い、登録番号の付与（登録番号の通知）の後、宅地建物取引士証の交付申請を行ってください。

なお、宅地建物取引士登録の完了（登録番号付与の通知）までに約１か月程度の期間を要するため、登録申請と交付申請を同時に行うことはできません。

また、「宅地建物取引士証交付申請（試験合格１年以内）」の際、登録通知に記載の登録番号の入力が必要です。登録番号の入力がない場合、申請を差戻します。

②証明写真をアップロードすること

電子申請上でアップロードした写真は、取引士証の顔写真に使用するため、下記規定のものをご準備ください。

＜写真規定＞

カラー写真（縦３センチ×２.４センチ、上三分身）

※申請前６か月前に撮影した無帽、正面、無背景のもの

※適合写真について原則、運転免許証の撮影基準を準用しますが、カラー写真のみとします。

＜不可となる写真の例＞

ポラロイド写真、不鮮明なもの、画像を加工したもの、写真内に反射が入っているもの等は受付できません。**規定に合わない写真をアップロードされている場合、申請を差戻しますので、写真の再撮影等、修正のうえ再提出ください。**

③本人確認書類（顔写真付き）をアップロードすること

運転免許証、マイナンバー（表面のみ）、従業者証明書、パスポートなどを電子申請画面上でアップロードしてください。

④返信用封筒（簡易書留料金切手貼付またはレターパック可）と電子申請の入力画面を印刷したもの（もしくは電子申請内容が分かるメモ）を下記所在地へ郵送すること

交付した取引士証を郵送にてお送りいたします。送付先を明記した返信用封筒（簡易書留料金切手貼付または、レターパック可）を電子申請届出後に下記へ送ってください。

その際、申請者の照合を行うため、電子申請内容が表示された画面の印刷または、申請内容がわかるメモを同封していただきますようお願いいたします。メモを同封いただく場合は、氏名・取引士登録番号・申請日・申請の種類（新規・書換え氏名・再交付等）をご記入ください。取引士証の誤返送を防止するため、ご協力をお願いいたします。

新しい取引士証がお手元に届くまでには、申請が不備なく受理されてから２～３週間程度の期間を要します。（即日での交付はできません。）

申請内容に不備がある場合は、取引士証の交付も遅れることになりますので、ご注意ください。

＜返信用封筒等送付先＞

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通 5－5－2 6 兵庫県宅建会館 3 階

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 取引士講習センター

TEL：078-361-2051

(郵送に関する注意事項)

現に有する宅地建物取引士証は、申請者負担及び責任により簡易書留又はレターパックで郵送ください。

返信用レターパックでの郵送については、発送後の紛失、破損及び遅延等に関して、当県及び一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターは、一切の責任を負いません。

⑤電子申請前に申請手数料の納付を先にお済ませください

取引士証の交付手続については手数料が発生します。交付申請手数料の納付については、下部に記載をしておりますのでご確認ください。

電子申請の際には備考欄に「電子納付番号」を記載してください。番号が不明な方は、兵庫県庁・まちづくり部建築指導課（078-362-3612）へお問い合わせください。

電子申請後の審査状況確認のお願い

電子申請により各種手続を申請された方は、eMLIT上で審査状況を随時ご確認ください。

申請内容に不備があった場合、「修正」や「差戻」等の通知がeMLIT上に届きます。ご本人様より、補正や再申請をされない限り、申請手続は保留となり、取引士証の交付が遅れたり、登録変更が完了しないままの状態となりますのでご注意ください。

特段の事情が無い限りは申請先（兵庫県庁または兵庫県宅建協会取引士講習センター）とのやり取りはeMLIT上で行うことになりますので、審査状況を申請者ご本人様でご確認いただくようお願いいたします。